令和5年6月27日 第12509号

															>1 v = =	•
(県例規集登載)	する規則	○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正	【人事委員会】	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	○ 随意契約の相手方の決定	【公告】	改正	○ 要保護児童対策地域協議会の設置の一部	○ 知事指定薬物の指定	請	○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申	【告示】	目次	17 以 4	
		人事委員会			建築指導課	税務課			子ども家庭課	医薬安全課		環境管理課		担当課(室)	ļi L	可 山 見
																目次
																担当課(室)

要は、次のとおりである。 第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条 ◎岡山県告示第三百三十七号

ついての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧になお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

-和五年六月二十七

月二十七日

 山県知事
 伊原木

 隆

太

甲請の概要

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- : 所 岡山県笠岡市富岡100番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地。 殊 ローム・ワコー株式会社

所在地 岡山県笠岡市富岡100番地

(3) 特定施設に関する事項

区								分		新	設			新	設			廃	止	
種								類			カリに。 設(D素-				カリに 没(WD-		65 酸又に 表面如	よアル; L理施	カリに 設(WD-	よる 029)
能								力	150枚	(/日			同左				20口 5	ット/	Ε	
工.	事	着	手	予	定	年	月	目	令和	5年9	月30日		令和 5	5年11	月15日		_			
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	令和	5年10	月30日		令和 5	5年11	月15日		_			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	令和	5年10	月30日		令和 5	5年11	月15日		-			
使用びの棚	こその	間隔	及び に季	1日当 節的変	当たり	の使ぶある	用時間場合!	間並まそ	連続2	24時間			同左				同左			
	月時に				₹.		分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
ら掛	当該特定施設から排出される汚 水等の汚染状態		汚	水 量 (m³/日)			0.45		0.55		3.40		4. 25		6.41		6.65			
の追	通常の	値及	び	p	Н					13~14	13	3 ~ 14		1~2		1~2		1~2		1~2
出書	大の値並びに 該汚水等の通		通	BOD (mg/L)				50		100										
				S S (mg/L)					10		20									
				油 分 (mg/L)																
				T -	- N ((mg/	L)			50		100								
				T -	- P (P (mg/L)				50		100								
				シアン化合物(mg/L)									同左				同左			
				砒素	k (mg	mg/L)						-	问左				円左			
				ふっ素 (mg/L)																
				鉛	(mg/	L)				_		_								
				ほう	素((mg/	L)			_		_								
				化合	物、重	ア、ア: 亜硝酸d 匆(mg/	化合物			20		40		25		50		25		50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-149、WD-139)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区								分		変 勇	更 前			変 更	夏 後				
工	場又は	事業	場に	おり	ナる	施	設者	季 号	No.2 (酸·	アルカリ排オ	(処理施設)		同左						
種	種 類 及 び 型 式							式	連続自動中	和			同左						
構	構造							造	鋼製				同左						
主	主 要 寸 法								W=1,800mm	L=3,200mm H	=1,800mm		同左						
能	能								1, 300 m³/ E	1			同左						
処	処 理 の 方 法								中和・凝集	ろ過			同左						
工	事	着 章	手子	· ź	<u> </u>	年	月	日	_										
I	事	完 厉	戈 子	·	Ž.	年	月	日	_				同左						
使	用	荆 女	台 予	· ź	<u> </u>	年	月	日	_				同左						
びに	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要						用時 場合	間並はそ	連続24時間				同左						
	使用時における 当該汚水等の処 区 分				処 理	里 前	処 理	里 後	処 理	里 前	処 理	進後							
理が	を設によ 前及び処	る処),j		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大			
の汗	ラ水等の まの通常	汚染	水	量	(n	n³/	日)		1, 203. 61	1, 249. 15	1, 203. 61	1, 249. 15	1, 201. 05	1, 247. 30	1, 201. 05	1, 247. 30			
及し	が最大の こ当該汚	値並	р	Н					2.0~3.0	2.0~3.0	7.1~7.3	7.1~7.3							
の追	- ヨ版17 通常の量 この量		В	ΟD	(m	g/	L)		25	50	11. 9	19.8							
以人	、小重		S	S	(m	g/	L)		25	50	5. 2	23							
			油	分	(m	ıg/	L)		_	_	_	_							
	$T-N \ (mg/L)$						40	50	31. 5	43	同左								
			Т	– P	(m	g/	L)		25	50	0.2	0.4							
			シ	アン	化台	- 令物	(mg/	L)	_	0.5	_	_							
			础	素(mg/	/L))		_	0.05	_	_							
			Š	っ素	(m	ıg/	L)		15	30	5. 6	7. 5							

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

区	分		変	更 前		変更後				
工場又は事業	場における施設番号	No.2 (酸·	アルカリ排オ	(処理施設)		同左				
使当理施前を 世当理施前で表現 に水にび等はのる に水にびびのまり に水にびの表別での最大が のる理でのででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	区分	処 理	里 前	処 到	里 後	処 理 前		処 理 後		
	区 Ŋ	通常	最 大	通常	最 大	通常最	大	通常	最 大	
	鉛 (mg/L)			-						
	ほう素 (mg/L)		5	0.2	0.3	= +				
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	20	25	15.8	21.5	同左				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

- (5) 排水口に関する事項変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 令和5年6月27日から同年7月18日まで (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三百三十八号

。以下「条例」という。)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとお岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十

下和五年六月二十七日

 岡山県知事
 伊原
 原

知事指定薬物の名称

- p n e エチル]-エト ァキシフェニル) N — P i p e r : e r i d i n y l l - 五--ミダゾー ニトロ О ル i t a z e o n i t
- ルモルフォリン(通称名三―
- 3 NACA) 及びその 塩類 ゾール―三―カルボキシアミド (アダマンタン―一―イル)・ (通称名四F-INACA、四F—APルオロブチル)——H-B U

お

11

て濫用されるおそ

と認められるため

この告示は、令和五年六月二十八日から施行する。

平成十九年岡山県告示第四百三十八号(要保護児童対策地域協議会の設置)◎岡山県告示第三百三十九号 次のように改正する。 の一部を

令和五年六月二十七日

岡山県知事

第二の項中「岡 山県保健福祉部」を「岡山県子ども・ 福祉部」に改め、 第三の項中「岡

山県保健福祉部 を 「岡山県保健医療部 岡山県子ども・福祉部」 に改める。

この告示は、 公布の日から施行する。

とおり契約の相手方等を決定した。 年政令第三百七十二号。 [三三五] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七 以下 「政令」という。)に基づき、 特定調達契約につき、

令和五年六月二十七

山県知事

太

ゴルフ場利用税及び県たばこ税申告・特定役務の名称 納入の電子化に伴う税務システム改修業務

令和五年六月七日から同年十二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

契約の相手方を決定した日

五.

株式会社日立製作所・中国支社契約の相手方の氏名及び住所

広島県広島市中区袋町五番二五号

契約の相手方を決定した手続

七

三三、一七六、〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額三、

000円)

(契約方法)

六

契約金額

政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和五年六月二十七日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔三三六〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原 木

太

許可を受けた者の住所及び氏名 総社市岡谷字池ノ内七二七一六、七二片開発区域又は工区に含まれる地域の名称 七二七一 七、 七二七一

丸田正美津 倉敷市黒崎二九七─四メイルガーデン**D**棟一○五号

令和五年四月十日岡山県指令建指第一許可年月日及び許可番号

三

八号

令和五年六月二十七日給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。◎岡山県人事委員会規則第四十二号

子

 \mathcal{O}

「警察本部警備部

改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、